建設工事等検査要領

（目的）

第１　この要領は、奈良県広域水道企業団が所掌する建設工事等の検査の実施について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項に規定する検査について必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行の確保又はその受ける給付の完了の確認を行うとともに、適正かつ能率的な施工の確保、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　建設工事等

建設工事等とは、奈良県広域水道企業団の発注する水道施設工事、土木工事、建築工事、解体工事、設備工事及び舗装工事等とし、また、技術・危機管理課長が特に必要であると認めた工事、及び契約書に基づき監督職員を配置する委託業務（別に監督要領の定めがある測量業務、地質・土質調査業務及び土木設計業務等を除く）もこれに含めるものとする。

（２）　検査職員

検査職員とは､奈良県広域水道企業団の発注する建設工事等の検査を行うため企業長が任命した職員をいう。

（３）　本部検査員

本部検査員とは、本部に所属する検査職員をいう。

（４）　本部検査

本部検査とは、本部検査員が行う検査をいい、次の工事を対象とする。

・本部決裁の建設工事等
（引き渡しを受ける目的物がない工事及び緊急の復旧工事に該当するものを除く）

（５）　事務所検査員

事務所検査員とは、事務所に所属する検査職員をいう。

（６）　事務所検査

事務所検査とは、事務所検査員が行う検査をいい、次の工事を対象とする。

・事務所決裁の建設工事等
・引き渡しを受ける目的物がない工事（金額によらない）
・緊急の復旧工事（金額によらない）

但し、別表に示す事務所については、事務所決裁の建設工事等において、1 件の当初設計金額が 500 万円以上のものに限り、技術・危機管理課長が選任する検査職員が検査を行うものとする。

（７）　監督職員

監督職員とは、建設工事等監督要領（以下「監督要領」という。）第４に定める職員をいう。

（８）　監督責任者

監督責任者とは、監督要領第３に定める職員をいう。

（検査の種類及び時期）

第３　検査職員が行う検査は、次に掲げる検査とする。

（１）　既済部分検査

工事の既済部分を確認するための検査及び工事の打切りや契約の解除により、既済部分の確認をするための検査をいう。既済部分検査には、債務負担行為を設定した工事における年割額を支払うための年度精算検査を含めるものとする。

検査の実施時期は、本部検査の場合においては、受注者による請負工事既済部分検査請求書（奈良県県土マネジメント部　土木請負工事必携（以下「土木請負工事必携」と記載）様式-19）の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認が終了した後、事務所の長（以下「所長」という。）から技術・危機管理課長に、請負工事既済部分検査請求書（土木請負工事必携 様式-19）を添付した既済部分検査請求書（検第１号様式）の提出があったときとする。事務所検査の場合においては、受注者による請負工事既済部分検査請求書（土

木請負工事必携 様式-19）の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。

検査を実施した結果、契約で定められた出来高を確認した上で、出来高に応じた代価を支払うことになる。なお、出来高と認められた工事の完了部分については、発注者に引き渡されることなく、受注者において引き続き管理することになる。

（２） 完済部分検査

工事の完成前に、設計図書で予め指定された部分の工事目的物が完成した場合に行う検査をいう。

検査の実施時期は、本部検査の場合においては、受注者による指定部分完成通知書（土木請負工事必携 様式-16）の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認が終了した後、所長から技術・危機管理課長に完済部分検査請求書（検第２号様式）の提出があったときとする。事務所検査の場合においては、受注者からの指定部分完成通知書（土木請負工事必携 様式-16）の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。

検査を実施した結果、適合であれば、指定部分引渡書（土木請負工事必携 様式-17）の提出により指定部分の発注者への引渡しが行われ、代価を支払うことになる。

（３） 中間技術検査

工事の施工途中において、事後確認が困難なこと等から検査の必要性を技術・危機管理課長又は所長が認めた検査をいう。

検査の実施時期は、本部検査の場合においては、出来形に係る監督職員の確認が終了した後、所長から技術・危機管理課長に中間技術検査請求書（検第３号様式）の提出があったときとする。事務所検査の場合においては、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。なお、検査を実施した結果、適合であっても、代価の支払いや引き渡しはない。

（４） 完成検査

工事の完成を確認するための検査をいう。その検査時期は、本部検査の場合においては、受注者からの完成通知書（土木請負工事必携 様式-29）の提出に基づき、監督職員による確認が終了した後、所長から、技術・危機管理課長に完成通知書（土木請負工事必携 様式-29）を添付した完成検査請求書（検第４号様式）の提出があったときとする。事務所検査の場合においては、受注者からの完成通知書（土木請負工事必携 様式-29）の提出に基づき、監督職員による確認が終了したときとする。

検査を実施した結果、適合であれば、引渡書（土木請負工事必携 様式-30）の提出により発注者への引渡しが行われ、代価を支払うことになる。

（検査員の任命基準）

第４　企業長は、検査職員資格を有する者のうちから検査職員を任命するものとする。

２　企業長は、前項の規定により検査職員に任命した職員に検査員証明書を発行するものとする。

３　第１項の検査職員資格については、別に定める。

（検査総括者の設置）

第５　検査の公平性・透明性を確保し、業務の円滑な実施を図るため、総括検査員及び主任検査員を検査総括者として設置し、検査職員の技術の向上及び公平な立場の確保に努めるものとする。

２　企業長は、技術・危機管理課の主幹（若しくは課長補佐）相当職の検査職員を総括検査員に、各事務所に所属する事務所検査員のうちから主任検査員を任命するものとする。

３　総括検査員は、上司の指示に従い、検査業務を推進するとともに、主任検査員は、上司及び総括検査員の指示に従い、担当事務所の検査業務を推進するものとする。

４　検査総括者に係る必要な事務は、技術・危機管理課及び事務所が行うものとする。

（検査の命令）

第６　本部検査にあっては、検査ごとに、総括検査員が当該検査に要する技術等を考慮の上、選任する検査職員に対して、技術・危機管理課長が検査の執行を命ずるものとする。

２　事務所検査にあっては、検査ごとに、主任検査員が当該検査に要する技術等を考慮の上、所長が当該工事の監督と関係のない者を検査職員に選任し、検査の執行を命ずるものとする。ただし、事務所内に選任する検査職員がいない時は、総括検査員が当該検査に要する技術等を考

慮の上、技術・危機管理課長が選任する検査職員に対して、検査の執行を命ずるものとする。
3　前２項の規定にかかわらず、技術・危機管理課長及び所長（以下「検査命令者」という。）は、工事が特殊な場合であって、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により検査職員による検査が困難であり、又は適当でないと認めるときは、検査総括者と協議の上、検査業務の一部を検査職員以外の者（契約の相手方である受注者を除く。）に委託することができるものとする。
4　検査は、工事の規模、工種等を考慮して複数の検査職員によって執行することができる。

（検査の内容及び技術的基準）
第７　検査は、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、適正に施工されたことを確認するため、内業検査（書類検査）及び外業検査（実地検査）により実施するものとする。
2　工場製作に係る出来形検査については、前項の規定にかかわらず、原則として、検査職員は、監督職員による出来形に係る確認の結果（受注者から提出された検査報告書等も含む。）を踏まえ、書類検査を実施するものとする。
3　検査職員は、請負契約の適正な履行の確保を確認するだけでなく、受注者や主任（監理）技術者の技術力の評価も併せて行うものであることを認識し、事実を正しく判断して厳正に行うものとする。
4　検査に係る必要な技術的基準は、土木工事技術検査基準、配水管等の管路工事技術検査基準、設備工事技術検査基準、委託業務技術検査基準及び建築工事技術検査基準（奈良県県土マネジメント部）の定めるところによる。
5　検査の実施にあたって重大な疑義が生じた場合、検査職員は、速やかに検査総括者と協議するものとする。

（検査の立会）
第８　検査は、監督職員及び受注者又は現場代理人及び主任（監理）技術者等の立会のもとに行うものとする。

（検査の準備）
第９　監督職員は、検査に際し、自ら又は受注者に指示して次に掲げるものを準備しなければならない。
（１）契約図書
（２）工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）
（３）施工計画書
（４）工事写真
（５）工事履行報告書
（６）段階確認書
（７）材料購入伝票及び材料品質証明書
（８）測量機器、カメラ、黒板
（９）テストハンマー等強度検査に必要な機器
（１０）測点の表示
（１１）その他必要と認められる資料及び用具

（修補の指示）
第１０　検査を実施した結果、検査職員が修補の必要があると認めたときは、修補指示書（検第５号様式）より、期限を定めて受注者に指示するものとする。
2　検査職員は、前項の規定により修補の指示をしたときは、修補指示書（検第５号様式）の写しにより、本部検査にあっては総括検査員を通じて技術・危機管理課長に報告し、事務所検査にあっては主任検査員を通じて総括検査員に報告しなければならない。

（修補の検査）
第１１　第１０の規定による修補が完了し、受注者が修補完了報告書（土木請負工事必携 様式-20）を監督職員に提出したときは、監督職員はその内容を確認するものとする。その結果、適

合であれば、受注者は修補完了届（土木請負工事必携 様式-21）を発注者に提出するものとする。
2　所長は、本部検査の場合にあっては、総括検査員を通じて、修補完了報告書（土木請負工事必携 様式-20）の写し及び修補完了届（土木請負工事必携 様式-21）を技術・危機管理課長に提出し、事務所検査の場合にあっては、検査職員に速やかに検査の執行を命ずるものとする。
3　技術・危機管理課長は、前項の修補完了届を受理したときは、速やかに検査職員に検査の執行を命ずるものとする。

（軽微な手直し）
第１２　検査職員は、検査の結果、軽微な手直しの必要があると認めるとき、又は手直しの必要はないが工事実施状況、出来形、品質、工程進捗状況等について受注者に注意等の指導を行う必要があると認めるときは、直ちに監督職員が立会した上で、受注者に指示し、又は注意するものとする。
2　監督職員は、前項の軽微な手直し工事の完了を確認したときは、遅滞なく当該検査職員を経由して、検査総括者に文書による報告を行うものとする。

（検査の中止）
第１３　検査職員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止するとともに、直ちに検査総括者を通じて検査命令者に報告し、その指示を受けなければならない。
（１）　受注者、現場代理人又は主任技術者等が検査の執行を妨害したとき。
（２）　工事の施工状況が、設計図書に著しく相違しているとき又は工事に重大な欠陥を発見したとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、検査の実施が困難となったとき。
2　検査命令者は、前項に該当する事実があると認めたときは、検査総括者の意見を聞き、建設工事請負契約書第 47 条の規定に基づく契約の解除を含め、適切な措置を検討するよう事業管理課長及び所長に求めるものとする。

（検査結果の報告）
第１４　検査職員は、検査を完了したときは、遅滞なく当該検査の結果について、次のとおり報告するものとする。
（１）　既済部分検査（年度精算検査を含む）
　既済部分・完済部分検査報告書（第 11 号様式）に既済部分検査写真を添付し、検査総括者を通じて、技術・危機管理課長又は所長にそれぞれ報告するものとする。
（２）　完済部分検査
　既済部分・完済部分検査報告書（第 11 号様式）に完済部分検査写真を添付し、工事検査（成績評定）書（様式評第１号から様式評第３号）と併せ、検査総括者を通じて、技術・危機管理課長又は所長にそれぞれ報告するものとする。
（３）　中間技術検査
　中間技術検査報告書（検第８号様式）に中間技術検査写真を添付し、工事検査（成績評定）書（様式評第１号から様式評第３号）と併せ、検査総括者を通じて、技術・危機管理課長又は所長に報告するものとする。
（４）　完成検査
　完成検査報告書（第 12 号様式）に完成検査写真を添付し、工事検査（成績評定）書（様式評第１号から様式評第３号）と併せ、検査総括者を通じて、技術・危機管理課長又は所長に報告するものとする。ただし、1 件の当初設計金額が 500 万円未満の建設工事等、緊急の復旧工事及び引渡しを受ける目的物がない工事にあっては、完成検査報告書（検第９号様式）により所長に報告するものとする。
　また、点検委託（業務委託）については、業務完了検査書(第 13 号様式)によるものとする。
（５）　修補完了検査
　修補完了検査報告書（検第 10 号様式）に修補完了検査写真を添付し、本部検査にあっては、総括検査員が確認した後、技術・危機管理課長に、事務所検査にあっては、主任検

査員が確認した後、所長及び総括検査員にそれぞれ報告しなければならない。

２　技術・危機管理課長は、「建設工事成績評定の通知に関する規程」に基づき、検査の評定を遅滞なく受注者に通知するものとする。

（検査関係業務の適切かつ円滑な運用）

第 15　関係機関及び関係者は、本要領に基づく検査関係業務を適切かつ円滑に運用するため、検査職員の充実・強化を目指し、会議、研修等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表

	事務所名
1	検査（500 万円以上）を実施しない事務所を記載
2	
3	
4	